

平成15年11月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件 名	説 明												
	「 条 例 案 」 4 件													
1	秋田市職員給与条例の一部を改正する件 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正(平成15年法律第141号:平成15年10月16日公布、同年11月1日施行) ○改正要旨 1 全給料表の全給料月額を改定する。 2 配偶者に係る扶養手当の支給月額を14,000円から13,500円に引き下げる。 3 期末手当の支給割合を次のように改める。 ①平成15年度 <table border="1"> <tr> <td>6 月 期</td><td>12月期</td><td>合 計</td></tr> <tr> <td>1.55月(改定なし)</td><td>1.40月(現行1.70月)</td><td>2.95月</td></tr> </table> ②平成16年度 <table border="1"> <tr> <td>6 月 期</td><td>12月期</td><td>合 計</td></tr> <tr> <td>1.40月</td><td>1.60月</td><td>3.00月</td></tr> </table> 4 交通機関等の利用者に係る通勤手当を6箇月を超えない期間を単位として一括支給するとともに、1箇月当たりの支給限度額を55,000円とする。また、自動車等の使用者に係る通勤手当の1箇月当たりの支給限度額を25,400円とする。	6 月 期	12月期	合 計	1.55月(改定なし)	1.40月(現行1.70月)	2.95月	6 月 期	12月期	合 計	1.40月	1.60月	3.00月	○改正理由 国家公務員の一般職の職員の給与に準じ、一般職の職員の給料月額、扶養手当額、通勤手当額および期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの ○施行期日 平成15年12月1日から。ただし、3の②および4については平成16年4月1日から。その他給与改定に伴う所要の調整を行う。
6 月 期	12月期	合 計												
1.55月(改定なし)	1.40月(現行1.70月)	2.95月												
6 月 期	12月期	合 計												
1.40月	1.60月	3.00月												
2	秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件 ○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。 1 平成15年度 <table border="1"> <tr> <td>6 月 期</td><td>12月期</td><td>合 計</td></tr> <tr> <td>1.70月(改定なし)</td><td>1.55月(現行1.80月)</td><td>3.25月</td></tr> </table>	6 月 期	12月期	合 計	1.70月(改定なし)	1.55月(現行1.80月)	3.25月	○改正理由 市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの						
6 月 期	12月期	合 計												
1.70月(改定なし)	1.55月(現行1.80月)	3.25月												

2 平成16年度

6 月期	12月期	合 計
1.60月	1.70月	3.30月

- 3 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○施行期日 平成15年12月1日から。ただし、2については平成16年4月1日から

○改正理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

1 平成15年度

6 月期	12月期	合 計
1.70月(改定なし)	1.55月(現行1.80月)	3.25月

2 平成16年度

6 月期	12月期	合 計
1.60月	1.70月	3.30月

- 4 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

○施行期日 平成15年12月1日から。ただし、2については平成16年4月1日から

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

1 平成15年度

6 月期	12月期	合 計
1.70月(改定なし)	1.55月(現行1.80月)	3.25月

2 平成16年度

6 月期	12月期	合 計
1.60月	1.70月	3.30月

- 5 平成15年度秋田市一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分について承認を求める件

「 単 行 案 」 2 件

○施行期日 平成15年12月1日から。ただし、2については平成16年4月1日から

○衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

		・専決年月日 平成15年10月10日 ・補正額 101,600千円 ・補正後の予算額 106,985,390千円
6	緊急地方道路整備事業市道飯島金足線（飯島工区）橋梁新設工事請負契約を締結する件	○緊急地方道路整備事業市道飯島金足線（飯島工区）橋梁新設工事の請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 飯島字芋田地内 ・契約金額 126,700,350円 ・契約先 株式会社佐野組 ・工期 平成16年3月25日まで ・工事概要 A1 橋台基礎工 鋼管杭φ800 L=51.5m□34本 □ P1 橋脚基礎工 鋼管杭φ800 L=45.5m□56本
	「決算認定」 1 件	
7	平成14年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	○資料裏面